

Check!

# こんなときにはマイナンバー



**外国送金**や  
**新規で投資信託**  
などの手続きを  
される場合



すでに投資信託などの  
取引をされている方が  
**マイナンバー**を  
届けていない場合



すでに投資信託などの  
取引をされている方が  
**ご住所やお名前、会社名**などの  
**変更手続き**をされる場合

マイナンバー  
届出済みであっても、  
再度届出が必要な  
場合があります。

# 銀行の窓口でも マイナンバーが、 必要です

新規で投資信託などの  
手続きをされる場合には、  
法令により個人・法人を問わず、  
マイナンバー・法人番号の  
提供が必要です。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーが必要な主な取引

### 個人のお客さま

- 投資信託・公共債など  
証券取引全般  
(NISA口座も対象)
- 外国送金  
(支払い・受け取りなど)
- 教育・結婚・子育て  
資金一括贈与
- 財形貯蓄  
(年金・住宅)
- 信託取引  
(金銭信託など)
- マル優・マル特

マイナンバーを  
提供するときに必要な書類

マイナンバー  
カード  
(個人番号カード)

または

通知カード  
+  
運転免許証などの  
本人確認書類<sup>※1</sup>

※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、  
顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

### 法人のお客さま

- 投資信託・公共債など  
証券取引全般
- 外国送金  
(支払い・受け取りなど)
- 定期預金・通知預金
- 店頭  
デリバティブ取引
- 信託取引  
(金銭信託など)

法人番号を  
提供するときに必要な書類

国税庁法人番号公表サイトの  
法人情報画面を印刷したもの

または

法人番号  
指定通知書<sup>※3</sup>

+  
登記事項証明書などの  
法人確認書類<sup>※2</sup>

※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など  
※3 発行から6か月以内のものであれば、法人確認書類は不要

Q & A



おしえて!マイナちゃん

# マイナンバーで銀行取引はどう変わったの?

個人には12桁のマイナンバー、法人には13桁の法人番号が割り当てられる「マイナンバー制度」が平成28年1月から始まりましたよね。そこで銀行でも投資信託や外国送金などの手続きに、個人のお客さまも法人のお客さまも、マイナンバーの提供が必要になったんですよ!

**Q1** なぜ銀行にマイナンバーを提供しなければならないの?



銀行から税務署に法定書類などを提出するとき、法律でマイナンバーを記載しなければならなくなったんです。

**Q2** マイナンバーを提供するときに、通知カードだけで足りないの?



足りません。通知カードの場合は、「運転免許証などの本人確認書類」が必要です。でも、「マイナンバーカード」なら、マイナンバーカードだけでOKですよ。

**Q3** 登記簿謄本を出せば法人番号を提供したことにならないの?



なりません。商業・法人登記簿謄本にあるのは「会社法人等番号」といって、法人番号とは違うものなんです。なので、法人番号を提供するときには、商業・法人登記簿謄本などの法人確認書類と一緒に「法人番号指定通知書」などをお出しください。

**Q4** すでに取引している場合、銀行にはいつまでにマイナンバーを提供すればいいの?



たとえば投資信託のお客さまなら、平成31年以後の最初の分配金などの支払いを受けるときまでにマイナンバーをお知らせください。

**Q5** マイナンバーを提供しておく、どんなメリットがあるの?



平成29年10月1日時点でNISA口座を開設していて、マイナンバーを提供していれば、平成30年分以後のNISA非課税枠の設定手続きが不要になるんですよ。でも、マイナンバーを提供していないと、改めて銀行に「申請書」を提出する手続きが必要になるんです。これを機に銀行へのマイナンバー提供をご検討くださいね。

マイナンバー制度に関する  
詳細はこちら

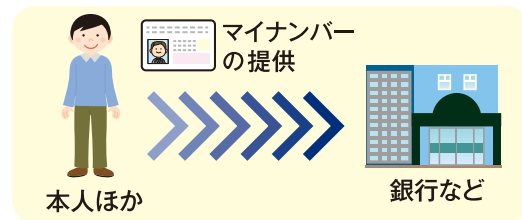
マイナンバー

検索

マイナンバーの取扱いには、  
厳格な保護措置が設けられています。

特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いが求められます。マイナンバーは法令で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります



## マイナンバーの利用範囲の制限

法令に規定された社会保障、税及び災害対策に関する行政手続きに限定されています。

## マイナンバーの提供の求めの制限

社会保障及び税に関する手続き書類の作成が必要な場合など、法令で定められた場合を除き、他人に対し、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

## 特定個人情報の提供や収集の制限

法令で限定的に明記された場合を除き、提供、収集をしてはなりません。

**マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください!**  
不審な電話などがありましたら、銀行または警察にご連絡ください。

## マイナンバーの提出に関するお知らせ

平成29年10月  
10月1日時点

平成31年1月以降  
最初の分配金などの支払いを受けるとき

NISA口座を開設されていて銀行に  
マイナンバー提出済みのお客さま

投資信託などの取引をされていて銀行に  
マイナンバー未提出のお客さま

平成30年分以後のNISA  
非課税枠の設定手続き不要

銀行へのマイナンバー  
提出期限